

## 11 参考資料

1	令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況	42
2	事業所の指定・運営に係る関係法令等一覧	45
3	利用者事故等発生時の対応について	46
4	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について	49
5	業務継続計画(BCP)作成について	58
6	虐待防止措置について	69
7	相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修について	76
8	障害者差別解消法について	84
9	障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について	86
10	前年度実績に基づく基本報酬及び加算の取扱い等について	89
11	福祉サービス第三者評価制度について	95
12	質問票	96
13	質問担当窓口	97

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

1 指定及び指導等の状況

是正改善指導事項		居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
1 指定等の状況																											
前年度末現在の指定事業所等数(A)		94	71	20	6	2	79	60		26		5	6	34	123	8	3	69	27	26	83	135	5	21	1	1	
当該年度(令和6年度)の指定状況(B)	指定(a)	9	7	1			2	4			1	1	1		8		1	4	1	1	5	10	1	2			
	更新	47	35	5	4	1	18	6		3		1	1	7	21	4	3	18	2	2	21	10	2	3	1	1	
	廃止(b)	5	4	1			2	5				1		3	4	1		5	3	3	3	8	1	1			
	辞退(c)																										
	未更新(d)																										
	取消(e)																										
	効力停止(全部停止)																										
効力停止(一部停止)										1																	
令和6年度末の指定事業所等数(A)+(B)		98	74	20	6	2	79	59	0	26	1	5	7	31	127	7	4	68	25	24	85	137	5	22	1	1	
取消(e)のうち連座制が適用され各都道府県に通知したもの																											
2 指導及び監査の状況																											
事業所等数		94	71	20	6	2	79	60	0	26	0	5	6	34	123	8	3	69	27	26	83	135	5	21	1	1	
集団指導	計画数	97	73	19	6	2	77	60		26	1	5	6	31	126	8	4	69	27	26	84	134	5	21	1	1	
	実施数	84	56	16	6	1	63	44		23	1	5	5	28	110	6	1	57	27	26	78	125	5	21	1	1	
	実施率(%)	89%	79%	80%	100%	50%	80%	73%		88%	100%	83%	82%	89%	75%	33%	83%	100%	100%	94%	93%	100%	100%	100%	100%	100%	
実地指導	計画数	32	25	10	4		26	22		10	3	1	7	41	2		19	10	9	26	47	2	4				
	実施数	32	26	7	5	1	22	18		9	3	1	8	51	2		28	2	1	23	45	4	7				
	実施率(%)	34%	37%	35%	83%	50%	28%	30%		35%	60%	17%	24%	41%	25%	0%	41%	7%	4%	28%	33%	80%	33%	0%	0%		
監査	実施数						1			2								4				1					
3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況(下線二重線:確認項目)																											
第1 基本方針・一般原則															3			1									
第2 人員に関する基準		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(8)	( )	( )	(5)	( )	( )	( )	(4)	( )	( )	( )	( )	
1	従業員の員数(生活支援員、看護職員等)						2	1	0	0	0	1	0	0	6	0	0	4	0	0	4	4					
2	サービス提供(児童発達支援管理)責任者														2	0	0	1									
3	管理者																										
4	利用者数の算定																	4									
5	職務の専従																										
6	従たる事業所設置の場合の特例																										
7	訪問による指定自立訓練																										
第3 設備に関する基準							1								1												
第4 運営に関する基準		(25)	(20)	(6)	(3)	( )	(22)	(16)	( )	(9)	( )	(3)	( )	(7)	(46)	( )	( )	(24)	( )	( )	(21)	(42)	( )	( )	( )	( )	
1	内容及び手続の説明及び同意	20	15	5	1	0	14	10	0	3	0	2	1	4	33	0	0	15	1	1	9	22	1	1			
2	契約支給量(契約内容)の報告等	9	3	0	0	0	2			2	0	0	0	0	2				2	1	0	3					
3	提供拒否の禁止																										

是正改善指導事項																										
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
4 連絡調整(要請)に対する協力・あっせん調整																										
5 サービス提供困難時の対応																										
6 受給資格の確認																										
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定)の申請に係る援助																										
8 心身の状況等の把握																	1									
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等																										
10 身分を証する書類の携行																										
11 サービスの提供の記録	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	0	1					
12 利用定員																					1	1				
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応(下線:共同生活支援)																										
14 入退所(居)の記録の記載等																	1									
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0				
16 利用者負担額等の受領	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	8	0	0	9	0	0	1	2					
17 利用者負担額に係る管理							1																			
18 給付費等の額に係る通知等	7	1	1	0	0	3	2	0	3	0	0	0	1	6	0	0	3	0	0	2	3					
19 取扱方針(下線:地域移行・定着支援)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0					
20 計画(台帳)の作成(書類の交付)	13	2	1	0	0	11			7	0	0	0	6	26	1	0	18	1	0	12	26	1	2			
21 サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務														0	0	0	3									
22 管理者の責務(管理者による管理等)(下線:者施設)														2	0	0	4									
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																										
24 (その他の)サービスの提供																										
25 検討等																										
26 相談及び援助																										
27 (機能)指導・訓練等(下線:全児サービス)																										
28 雇用契約の締結等																										
29 看護・介護・家事等(下線:者施設)																										
30 生産活動・就労																										
31 工賃の支払・賃金						4							1	21												
32 実習の実施																										
33 求職活動の支援等																										
34 職場への定着のための支援等																										
35 就職状況の報告																										
36 利用者及び従業者以外の者の雇用																										
37 社会生活上の便宜の供与等																										
38 地域生活移行のための支援																										
39 食 事																										
40 実施主体																										
41 事業所の体制・支援体制の確保																										
42 障害福祉サービスの提供に係る基準																										
43 健康管理														1												
44 緊急時等の対応	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2									

是正改善指導事項	事業所・施設																									
	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）事業所	自立訓練（生活訓練）事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援（A型）事業所	就労継続支援（B型）事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	
45 入院期間中の取扱い	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知													1	1												
47 運営規程	20	14	6	3	0	8	6	0	2	0	2	0	5	21	0	0	8	1	1	8	15	1				
48 介護等の総合的な提供	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
49 勤務体制の確保等	10	9	1	1	2	5	1	0	0	0	0	0	1	28	0	0	10	0	0	6	10	2	1			
50 業務継続計画の策定等	9	8	3	1	0	8	5	0	2	0	1	0	1	22	0	0	8	1	0	6	8	0	2			
51 定員の遵守	/	/	/	/	/	1	0	/	/	/	/	/	/	6	/	/	/	/	/	3	13	0	/	/	/	
52 非常災害対策	/	/	/	/	/	3	2	/	2	0	1	1	0	3	0	0	1	/	/	3	3	1	/	/	/	
53 設備及び備品等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
54 衛生管理等(下線:居宅系除く。)	13	11	3	2	0	12	7	0	4	0	0	0	2	26	1	0	13	1	0	10	19	0	1			
55 協力医療機関等	/	/	/	/	/	1	/	/	3	0	0	0	0	0	0	0	8	/	/	/	/	/	/	/	/	
56 掲 示													1	3	0	0	0	0	0	0	1					
57 身体拘束等の禁止	13	11	2	0	0	8	5	2	2	0	0	0	2	14	0	0	7	0	0	3	11	0				
58 秘密保持等	4	2	1	0	0	5	3	0	1	0	0	0	2	11	0	0	4	1	0	5	10	1				
59 情報の提供等(広告)																										
60 利益供与(收受)等の禁止																										
61 苦情解決	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	2					
62 事故発生時の対応	2	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	6	0	0	1	4					
63 虐待の防止(虐待等の禁止)	9	8	1	0	0	6	4	0	2	0	0	0	1	14	0	0	7	1	0	3	10					
64 会計の区分	3	2	/	/	/	1	0	0	0	0	0	0	0	2											/	
65 地域との連携等(関係機関との連絡調整)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	8	/	/	/	/	/	/	/	/	
66 記録の整備							1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1					
67 電磁的記録等																										
68 経過措置・特例																										
69 障害児に係る給付金の金銭管理	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
70 障害福祉サービスの体験的利用支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
71 体験的な宿泊支援	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
72 その他(安全計画)																				8	21		1			
73 その他(所要時間)			1																							
74 その他(施設外就労)														1												
75 その他(プログラムの策定)																				4	7					
第5 多機能型(一体型)に関する特例	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
第6 変更の届出等	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	
第7 給付費の算定及び取扱い	(8)	( )	(3)	( )	( )	(17)	(8)	( )	( )	( )	(3)	( )	(5)	(30)	( )	( )	(16)	(0)	( )	(12)	(30)	( )	( )	( )	( )	
1 基本事項																										
2 ○○サービス費・○○給付費	1	0	2	1	0	6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	1	4	8						
3 各種加算・減算	12	6	3	0	0	19	10	/	6	0	5	2	5	56	1	0	30	/	/	15	38					

事業所の指定・運営に係る「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」関係法令等

※ 法令名称等は、略称を使用

1 障害者関係

分類		名称等	法令番号等	事業者ハンドブック
基本法令	法律	障害者総合支援法	平 17 法律 123	
	政令	障害者総合支援法施行令	平 18 政令 10	
	省令	障害者総合支援法施行規則	平 18 厚労令 19	
関係法令	省令	障害福祉サービス指定基準	平 18 厚労令 171	青本
		障害福祉サービス最低基準	平 18 厚労令 174	青本
		障害者支援施設指定基準	平 18 厚労令 172	青本
		障害者支援施設最低基準	平 18 厚労令 177	青本
関係告示等	通知	指定基準解釈通知	サービス事業ごとに規定	青本
	告示	関係告示	多数	青本
	通知	指定基準関係通知	多数	青本
	告示	報酬告示（算定基準）	平 18 厚労告示 523	赤本
	告示	報酬関係告示	多数	赤本
	通知	報酬留意事項通知	サービス事業ごとに規定	赤本
	通知	報酬算定関係通知	多数	赤本
	事務連絡	報酬に関する Q & A	多数	赤本

2 障害児関係

分類		名称等	法令番号等	事業者ハンドブック
基本法令	法律	児童福祉法	昭 22 法律 164	
	政令	児童福祉法施行令	昭 23 政令 74	
	省令	児童福祉法施行規則	昭 23 厚令 11	
関係法令	省令	障害児通所支援指定基準	平 24 厚労令 15	青本
	省令	障害児入所施設等指定基準	平 24 厚労令 16	青本
	省令	児童福祉施設基準（障害児入所施設及び児童発達支援センター）	昭 23 厚令 63	青本
関係告示等	通知	指定基準解釈通知	サービス事業ごとに規定	青本
	告示	関係告示	多数	青本
	通知	指定基準関係通知	多数	青本
	告示	報酬告示（指定通所支援）	平 24 厚労告示 122	赤本
	告示	報酬告示（指定入所支援）	平 24 厚労告示 123	赤本
	告示	報酬関係告示	多数	赤本
	通知	報酬留意事項通知	サービス事業ごとに規定	赤本
	通知	報酬算定関係通知	多数	赤本
	事務連絡	報酬に関する Q & A	多数	赤本

※ 一般的には、法令は「法律>政令・省令」（県では条例・規則）であり、その下に「通達>告示>要綱>通知」がある。なお、「告示」には法令としての性質を含むものもある。

※ 参考書籍……中央法規出版発行の「事業者ハンドブック（指定基準編）青本、（報酬編）赤本」

## 利用者事故等発生時の対応について

### 1 事故等発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 利用者の家族等、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び支給決定市町村）等に連絡・報告を行うこと。ただし、指定権者が岡山市、倉敷市及び新見市である施設・事業所は、県へ報告書を提出する必要はない。
- (3) 事故の状況及び事故等に際して採った処置について記録すること。

### 2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故等の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

### 3 県（所管県民局健康福祉部）への報告

#### (1) 報告すべき事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、原則として以下のとおりとする。

##### ① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故のほか、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

##### ② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

##### ③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

##### ④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

##### ⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

##### ⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるもの

## (2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

## (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

### ② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

## ※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）第41条第1項及び準用規定
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）第59条第1項
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第54号）第32条第1項及び準用規定
- (4) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第55号）第18条第1項
- (5) 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第56号）第16条第1項
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第57号）第45条第1項
- (7) 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
- (8) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）第53条第1項及び準用規定
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第50号）第50条第1項及び準用規定

※ 条例及び省令の名称中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については「障害者総合支援法」と略記している。

県民局健康福祉部長 殿

障害福祉サービス事業所等利用者事故等報告書

記載年月日 (令和 年 月 日)

事業所等	事業所名			法人名				
	事業所所在地	〒						
	管理者氏名			電話番号				
	報告者 職・氏名			FAX番号				
利用者	氏名・年齢			歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体 (種別: ) <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	利用サービス種類			支給決定市町村				
事故等の概要	事故等発生日時	令和 年 月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時	分頃		
	事故等発生場所	<input type="checkbox"/> 事業所内 ( ) <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	事故等の種別 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 感染症等		<input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           (※その他の場合に記入)         </div>		
	事故等の結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 特変なし <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	事故等の内容	(事故等発生時の具体的状況)					報告先	報告・説明日時
							配置医師	/ : :
					管理者	/ : :		
					家族等	/ : :		
					指定権者	/ : :		
					市町村	/ : :		
						/ : :		
						/ : :		
加害者がいる場合	氏名			性別・年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 ( 歳)	被害者との関係		

(第1報の際、不明・未定の部分は、第2報で報告)

事故等発生後の対応	事故等への対応内容・利用者の状況					
	医療機関名					治療期間 日数 (見込み)
	治療の概要					
	家族等への説明内容とそれに対する反応					
	損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続 ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	事故等の原因					
再発防止に向けた対策・方針						

※ 記入欄が不足する場合は、任意様式に記載し添付してください。死亡事故等の場合は、家族等の了解の範囲内で、診断書(それに準ずる書類を含む。)の写しを添付してください。

【行政機関記入欄】

消費安全性を欠く商品(飲食物を含む)・役務

被害拡大の恐れ ( )

重大事故等(死亡・30日以上の治療を要する重傷、中毒)

事業者の安全配慮 ( )

## 4 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

### ○マニュアル等入手先

- ・国土交通省（浸水、避難確保計画の作成・活用の手引き）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ・国土交通省（土砂、避難確保計画作成の手引き・取組事例）

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000052.html)

- ・岡山県指導監査課ホームページ（避難行動タイムライン作成のためのフォーマット）

<https://www.pref.okayama.jp/page/907008.html>

### ○洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の確認方法

#### （洪水浸水想定区域）

- ・国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

[http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/bousai/hanran\\_sim/sim/index.html](http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/bousai/hanran_sim/sim/index.html)

- ・岡山県土木部河川課

<https://www.pref.okayama.jp/page/548036.html>

- ・おかやま全県統合型 GIS

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

#### （土砂災害警戒区域）

- ・おかやま全県統合型 GIS

<http://www.gis.pref.okayama.jp/pref-okayama/Portal>

### ○水防法（抜粋）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～8略

### ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～6略

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

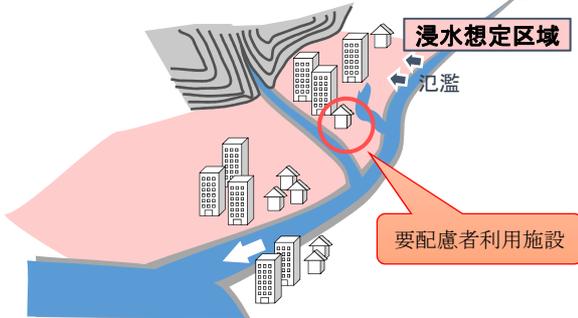
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



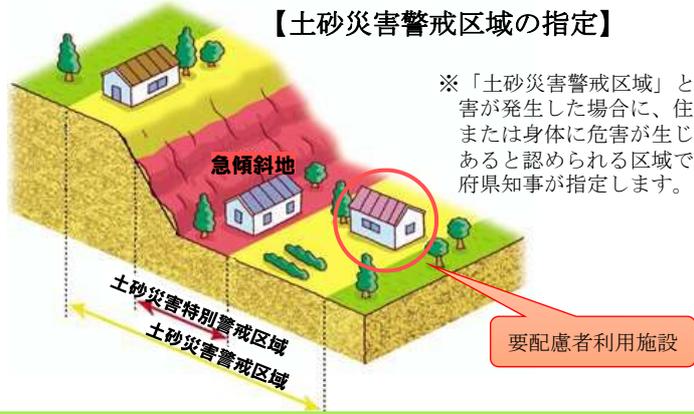
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

### 【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

### 【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

#### 【社会福祉施設】

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

#### 【学校】

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

#### 【医療施設】

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

# 1

## 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域（国管理河川）

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 TEL：086-223-5101

洪水浸水想定区域（県管理河川）

岡山県 土木部 河川課 TEL：086-226-7479

土砂災害警戒区域等

岡山県 土木部 防災砂防課 TEL：086-226-7482

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生しました
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法及び土砂災害防止法※を改正し、市町村から施設に対して助言・勧告する制度を創設しました

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

### 【特別養護老人ホーム千寿園の被災】 (R2.7)



被災場所：熊本県球磨村

### 【水防法、土砂災害防止法の改正】 (R3.5.10公布、R3.7.15施行)

#### 水防法、土砂災害防止法

- ・市町村に避難訓練の報告義務
- ・市町村が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を創設

法改正

- 法改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性を確保

- ＜災害対策基本法の改正(R3.5)＞
  - ・市町村に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

# 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要があります

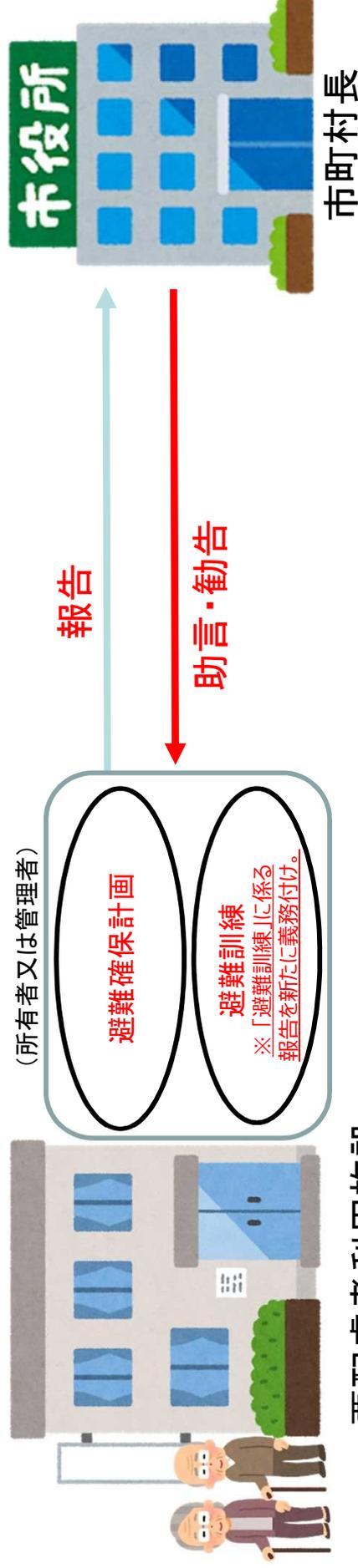


## 【改正概要】

- ・ 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画（避難確保計画）について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の利用者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

53

## 【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



### 要配慮者利用施設

(社会福祉施設、学校、医療施設)

※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

# 要配慮者利用施設避難行動タイムライン

施設名：  
対象となる災害： 浸水害 ・ 土砂災害

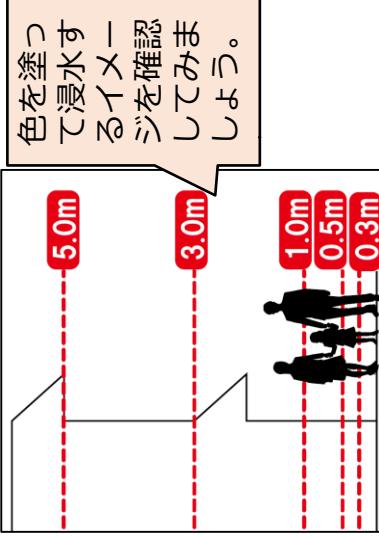
## 1. 施設の利用状況の確認

避難確保計画：様式1

種別	利用者	施設職員
約	名	名
約	名	名
約	名	名

## 2. 施設ハザードの確認

施設階層	浸水深
階	m
土砂災害区域	
<input type="checkbox"/> 区域外	<input type="checkbox"/> 区域内



## 検討を始めるための準備

施設のハザードを確認するために、ハザードマップ等を入手します。

(手書きで作成する場合)

- 市町村から配布されたハザードマップをお持ちの方はマップを用意してください。
- マップをカラーコピーする、もしくは市販の地図等を準備してください。

(パソコンで作成する場合)

- パソコン・プリンターを使用する方は、「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用して、ハザードマップを入手できます。
- 「重ねるハザードマップ」の「場所を入力」に施設の住所を入力してください。

(洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域等を重ねて表示することができます。)

- おかやま全県統合型GISでは、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所等を重ねて表示することができます。

※施設内で屋内安全確保を行う場合は、施設平面図を用意してください。

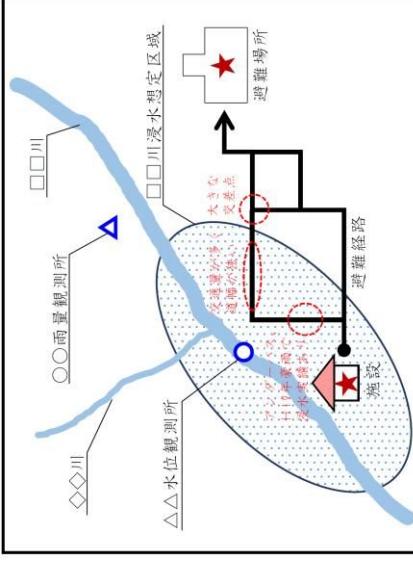
## 3. 安全な避難先の検討

避難場所	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
施設名： 階層：	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
施設名： 階層：	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内

浸水想定区域外か上層階に避難が可能な避難場所、土砂災害警戒区域外の避難場所を選定しましょう。

## 4. 避難場所までの避難経路の検討

避難経路上の安全性(土砂災害危険箇所やアンダーパス、浸水実績等)を確認しましょう。屋内安全確保の場合は、上層階への避難経路を記入しましょう。



## 5. 避難を行うための準備や所要時間の検討

避難準備	対応内容	所要時間
避難所への移動	避難場所：( ) m 移動距離：( ) m 移動手段： <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台	
	避難確保計画：様式4	
	避難準備から避難完了までの所要時間(合計)	

## 6. 避難に必要な備品や浸水対策資機材の確認

情報収集・伝達	備蓄品	避難確保計画：様式5
	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> フォックス	
	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池	
	<input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー	
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿(従業員、施設利用者) <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット	
	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器	
	<input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー	
	<input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料	
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水(1人あたり ) l <input type="checkbox"/> 食料(1人あたり 食分)	
	<input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具	
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき	
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬	
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも	
その他	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル	
	( )	
浸水を防ぐための対策		
	<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板	
	<input type="checkbox"/> そのほか ( )	

避難確保計画：別紙1

# 要配慮者利用施設避難行動タイムライン

## 7. 体制確立や避難開始等のタイミングの検討：

現象	防災情報			施設名：（ ）の対応	対応内容	対応要員
	気象予警報等	洪水予報 水位到達情報	土砂災害 危険度情報			
警戒レベル1 大雨の約1日前 台風発生・接近	台風情報 早期注意情報 (警報級の可能性)			体制確立の判断材料 □ 早期注意情報 (警報級の可能性) □ 警戒レベル1 "心構えを高める" □ □	□ 防災情報の収集 □ テレビ (データ放送) □ ラジオ □ インターネット (おみやま防災ポータルサイト、気象庁HP等) □ 防災行政無線 □ 緊急速報メール □ その他 ( )	避難確保計画：様式2
警戒レベル2 半日～数時間前 降雨開始 水位上昇 氾濫注意水位超過 河川名： 観測所名：	大雨注意報 洪水注意報	洪水予報 氾濫注意情報 氾濫注意水位 到達情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (注意)	平常時 注意体制確立	□ 防災情報の収集 □ 浸水防止対策の準備 □ 幹部職員の参集 □ 参集職員への事前連絡 □ 持出し品の子エック □ 避難路の確認 □ 利用者への注意喚起	避難確保計画：様式3
警戒レベル3 早期避難	大雨警報 洪水警報	洪水予報 氾濫警戒情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (警戒)	警戒体制確立	□ 職員の参集 □ 浸水防止対策の実施 □ 利用者家族への連絡 □ 利用者家族への引渡し □ 持ち出し品の準備 □ 利用休止の判断 □ □ □ □	
避難判断水位超過 河川名： 観測所名：		避難判断水位 到達情報		非常体制確立	□ 避難開始の判断 □ 避難所への移動開始 □ □	
警戒レベル4 避難 氾濫危険水位超過 河川名： 観測所名：	土砂災害 警戒情報	洪水予報 氾濫危険情報 氾濫危険水位 到達情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (非常に危険) 土砂災害に関する メッセージ情報 (極めて危険)	非常体制確立	□ 避難開始の判断 □ 避難所への移動開始 □ □ □ 利用者避難完了の確認 □ 利用者家族への避難先連絡 □ 急病人の緊急搬送要請	
警戒レベル5 緊急対応 土砂災害 氾濫発生	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)	洪水予報 氾濫発生情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (極めて危険)	非常体制確立	□ 避難判断水位超過 □ 避難準備高齢者等避難開始 □ 警戒レベル3 "高齢者などは避難" □ □ 避難勧告・避難指示 (緊急) □ 警戒レベル4 "避難" □ 土砂災害に関するメッセージ情報 (非常に危険) □ 土砂災害に関するメッセージ情報 (極めて危険) □ 警戒レベル5 "命を守る最善の行動" □ □ □ □	

注意) 現象と防災情報の関係性は時系列が前後する可能性があります

# 要配慮者利用施設避難行動タイムライン

## 記入例

施設名: ○○保育園  
 対象となる災害: 浸水害 ・ 土砂災害

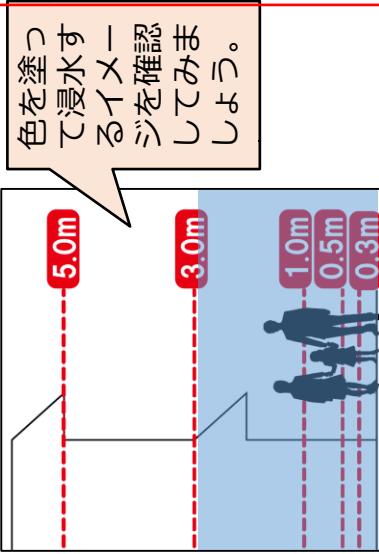
### 1. 施設の利用状況の確認

避難確保計画: 様式1

種別	利用者	施設職員
ストレッチャー	約 10 名	約 2 名
車椅子	約 30 名	約 8 名
	約	約

### 2. 施設ハザードの確認

施設階層	浸水深
2 階	0.5~3.0m
土砂災害区域	
<input checked="" type="checkbox"/> 区域外	<input type="checkbox"/> 区域内



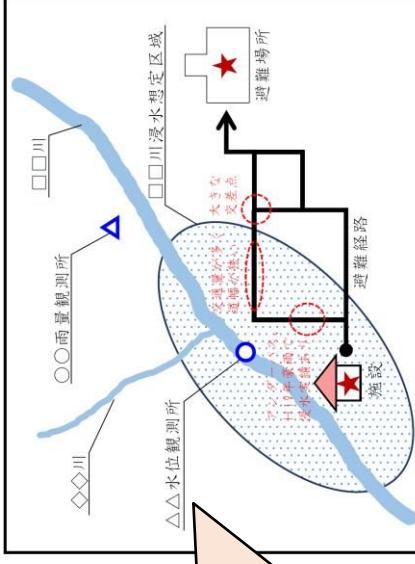
### 3. 安全な避難先の検討

避難場所	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
施設名: ○○小学校	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 浸水深 (0.5) m	<input checked="" type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
階層: 3階		
施設名:	<input type="checkbox"/> 区域外	<input type="checkbox"/> 区域外
階層:	<input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input type="checkbox"/> 区域内

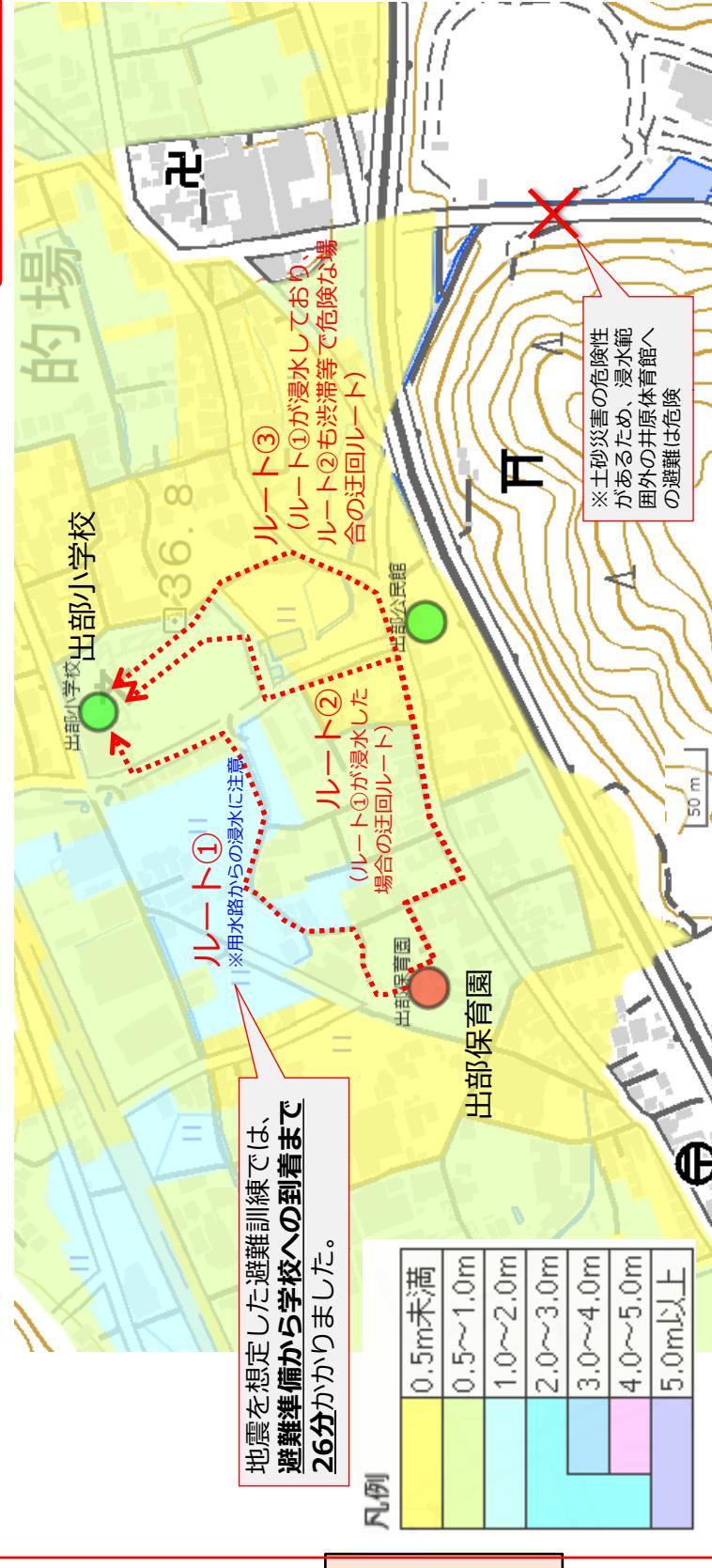
浸水想定区域外か上層階に避難が可能な避難場所、土砂災害警戒区域外の避難場所を選定しましょう。

### 4. 避難場所までの避難経路の検討

避難経路上の安全性 (土砂災害危険個所やアンダーパス、浸水実績等) を確認しましょう。  
 屋内安全確保の場合は、上層階への避難経路を記入しましょう。



避難確保計画: 別紙1



### 5. 避難を行うための準備や所要時間の検討

避難準備	対応内容	所要時間
避難準備	①利用者の家族への連絡	20分
	②利用者の家族への受渡し	随時
	③避難路の安全確保	10分
	③持ち出し品の準備	30分
同時に実施		
避難所への移動 避難場所: (○○小学校) 移動距離: (500) m 移動手段: <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台		60分
避難準備から避難完了までの所要時間(合計)		110分

### 6. 避難に必要な備品や浸水対策資機材の確認

情報収集・伝達	備蓄品	避難確保計画: 様式5
<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> フォックス	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
<input checked="" type="checkbox"/> 名簿(従業員、施設利用者) <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯用バッテリー
<input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー	<input checked="" type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料	
施設内の一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水(1人あたり 6L) <input checked="" type="checkbox"/> 食料(1人あたり 9食分)	
高齢者	<input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具	
障害者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき	
乳幼児	<input type="checkbox"/> 常備薬	
そのほか	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも	
	<input checked="" type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル	
	(ミルク、簡易マット)	
浸水を防ぐための対策		
<input checked="" type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板		
<input type="checkbox"/> そのほか ( )		

## 7. 体制確立や避難開始等のタイミングの検討：

施設名：（岡山保育園）の対応		防災情報		避難情報		体制確立の判断材料		対応内容		対応要員	
現象	気象予警報等	洪水予報 水位到達情報	土砂災害 危険度情報	避難情報	避難情報	体制確立の判断材料	体制確立の判断材料	対応内容	対応要員	体制確立の判断材料	体制確立の判断材料
警戒レベル1 大雨の約1日前 台風発生・接近	台風情報 早期注意情報 (警報級の可能性)			警戒レベル1 “心構えを高める”		早期注意情報 (警報級の可能性) 警戒レベル1 “心構えを高める”	早期注意情報 (警報級の可能性) 警戒レベル1 “心構えを高める”	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ (データ放送) <input type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> インターネット (おかやま防災ポータルサイト、気象庁HP等) <input checked="" type="checkbox"/> 防災行政無線 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール <input checked="" type="checkbox"/> その他 (緊急端末)	避難確保計画：様式3		
警戒レベル2 半日～数時間前 降雨開始 水位上昇 氾濫注意水位超過 河川名：高梁川 観測所名：日羽	大雨注意報 洪水注意報	洪水予報 氾濫注意情報 氾濫注意水位 到達情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (注意)	警戒レベル2 “避難行動の確認”		大雨注意報・洪水注意報の発表 洪水予報氾濫注意情報 土砂災害に関するメッセージ情報 (注意) 氾濫注意水位超過 警戒レベル2 “避難行動の確認”	大雨注意報・洪水注意報の発表 洪水予報氾濫注意情報 土砂災害に関するメッセージ情報 (警戒)	<input checked="" type="checkbox"/> 防災情報の収集 <input type="checkbox"/> 浸水防止対策の準備 <input checked="" type="checkbox"/> 幹部職員の参集 <input checked="" type="checkbox"/> 参集職員への事前連絡 <input type="checkbox"/> 持ち出し品のチェック <input type="checkbox"/> 避難路の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者への注意喚起	<input checked="" type="checkbox"/> 施設長 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 施設長 <input checked="" type="checkbox"/> 幹部職員 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 主任		
警戒レベル3 早期避難	大雨警報 洪水警報	洪水予報 氾濫警戒情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (警戒)	警戒レベル3 “高齢者などは避難” 避難準備・ 高齢者避難開始		大雨警報・洪水警報の発表 洪水予報氾濫警戒情報 土砂災害に関するメッセージ情報 (警戒)	大雨警報・洪水警報の発表 洪水予報氾濫警戒情報 土砂災害に関するメッセージ情報 (警戒)	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の参集 <input checked="" type="checkbox"/> 浸水防止対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者家族への連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者家族への引渡し <input checked="" type="checkbox"/> 持ち出し品の準備 <input type="checkbox"/> 利用休止の判断 <input checked="" type="checkbox"/> 避難経路の確認 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 幹部職員 <input checked="" type="checkbox"/> 参集全職員 <input checked="" type="checkbox"/> 主任 <input checked="" type="checkbox"/> 幹部職員 <input checked="" type="checkbox"/> 参集全職員 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施設長		
警戒レベル4 避難	土砂災害 警戒情報	避難判断水位 到達情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (非常に危険)	警戒レベル4 “避難” 避難勧告 避難指示 (緊急)		避難判断水位超過 避難準備高齢者等避難開始 警戒レベル3 “高齢者などは避難”	避難判断水位超過 避難準備高齢者等避難開始 警戒レベル3 “高齢者などは避難”	<input checked="" type="checkbox"/> 避難開始の判断 <input checked="" type="checkbox"/> 避難所への移動開始 <input checked="" type="checkbox"/> 避難者の先導 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 施設長 <input checked="" type="checkbox"/> 施設長→主任 <input checked="" type="checkbox"/> 各エリア主任 <input type="checkbox"/>		
警戒レベル5 緊急対応 土砂災害 氾濫発生	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)	洪水予報 氾濫発生情報	土砂災害に関する メッセージ情報 (極めて危険)	警戒レベル5 “命を守る最善の行動” 災害発生情報		避難勧告・避難指示 (緊急) 警戒レベル4 “避難” 土砂災害に関するメッセージ情報 (非常に危険) 土砂災害に関するメッセージ情報 (極めて危険)	避難勧告・避難指示 (緊急) 警戒レベル4 “避難” 土砂災害に関するメッセージ情報 (非常に危険) 土砂災害に関するメッセージ情報 (極めて危険)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者避難完了の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者家族への避難先連絡 <input type="checkbox"/> 急病人の緊急搬送要請 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の安全確保・体調管理 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 施設長 <input checked="" type="checkbox"/> 各エリア主任 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 看護・介護職員 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

注意) 現象と防災情報の関係性は時系列が前後する可能性があります

## 5 業務継続計画（BCP）作成について （令和6年4月1日から義務化）

### ○ガイドライン、マニュアル等入手先（厚生労働省 HP）

- ・自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

- ・感染対策マニュアル・感染症発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

### ○感染症対策の研修会の動画

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html)

### ○感染症対策のための実地研修の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/000762275.pdf>

### ○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（動画）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

### ○業務継続計画の策定義務の根拠となる基準条例の条文

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜粋）

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※他の障害福祉サービス種別については、この条文を準用して、業務継続計画の策定等について定めている。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 第47条の2

※条文については、上記とほぼ同じであるため、省略する。（以下同じ）

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 第39条の2
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 第36条の2

# 障害福祉サービス事業者におけるBCP 新型コロナウイルス感染症発生時の 業務継続計画ガイドライン

---

2021年3月

ミネルヴァベリタス株式会社 顧問  
信州大学 特任教授  
本田 茂樹

## 1. 障害福祉サービス事業者に おけるBCPとは

# BCP（業務継続計画）とは何か

BCP：Business Continuity Plan  
（業務継続計画）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）と呼ぶ

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、平成25年8月改定）を基に作成

## なぜ、障害福祉サービス事業者にBCPが必要か

障害福祉サービスは、利用者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、障害福祉サービス事業者においては、流行時のさまざまな制限下であっても適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須です。

感染症の流行に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要です。

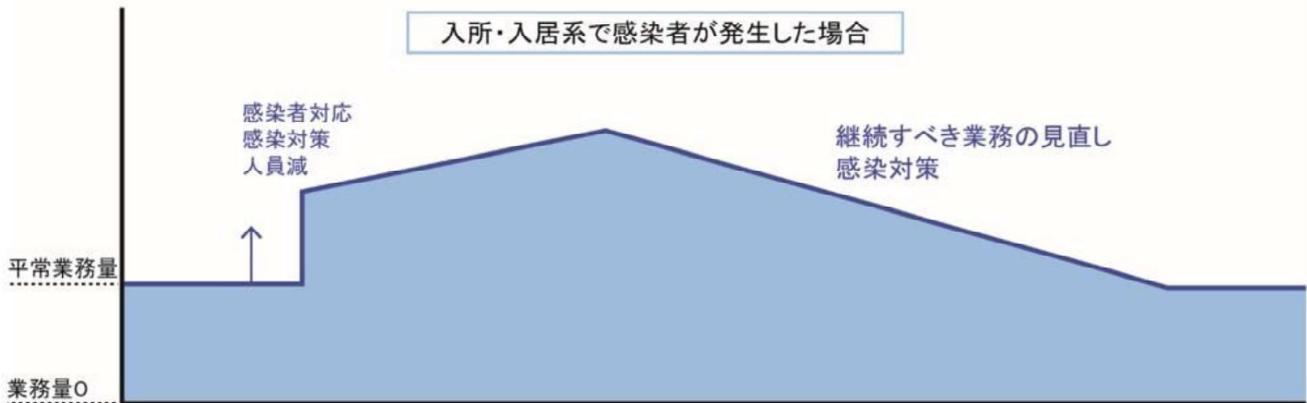
## 障害福祉サービスを中断させない、そして 中断した場合は、速やかに復旧させる

- 感染症の流行時でも、障害福祉サービスを中断させないためには、障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保が重要
  - 障害福祉サービスを提供するために必要な資源として、職員、そして防護具・消毒液等備蓄品などがある
- 障害福祉サービスのが中断してしまった場合は、障害福祉サービス提供に必要な資源を補って、速やかに復旧させる
  - 職員が不足した場合は、それを補うとともに重要業務に優先して取り組む

## 2. 入所・入居系と通所系で異なる対応 ～時間的経過がポイント

# 業務量の時間的経過に伴う変化（入所系）

## 入所・入居系で感染者が発生した場合

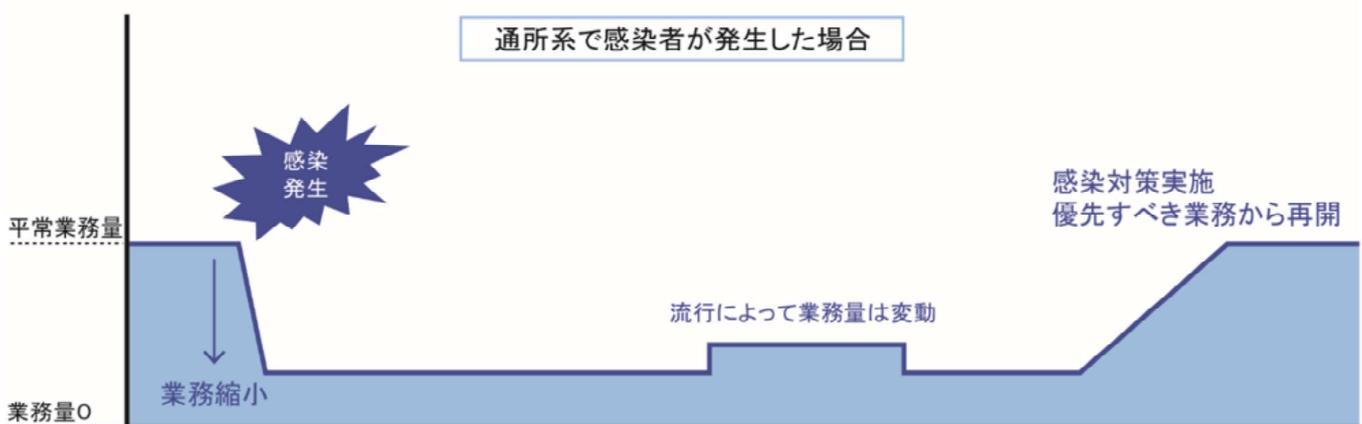


感染者への対応、そして感染防止対策を講じるなどの業務量が増えます。その一方、職員自身が感染する、あるいは濃厚接触者となるなど職員不足の状況により、対応可能な業務量が減ることも想定されます。優先的に継続する業務に絞り込みつつ、サービス提供を継続させます。

出典：「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、令和2年12月）を基に作成

# 業務量の時間的経過に伴う変化（通所系）

## 通所系で感染者が発生した場合



流行の状況や感染者の人数、そして勤務可能な職員数などを踏まえた上で、業務の縮小や休業の検討を行います。その後、優先するべき業務から再開させます。

出典：「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、令和2年12月）を基に作成

### 3. 業務を中断させないためにすること

～障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保

BCP（業務継続計画）は  
感染症の流行が起こる前の  
段階がとても重要

## 障害福祉サービスの提供に必要な資源の確保

- ◆ 業務を中断させないためには、障害福祉サービスを提供するために必要な資源を確保することが重要
  - 確保すべき資源には、**職員**、そして防護具・消毒液等備蓄品がある

### 【職員の安全確保】

感染拡大時に業務継続を図ることは、職員が感染するリスクを高めることとなります。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の感染防止のために適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

## 職員を確保する

- ◆ 職員を感染症から守る
  - 平常時から感染予防マニュアルを徹底する
    - 「3密」の回避（人との距離をとる）
    - マスクの着用と手洗い・手指消毒
    - 適切な換気
  - 体調が悪いときは出勤しない など

## 防護具・消毒液等備蓄品を確保する

- ◆ 職員・利用者を守るためには備蓄が必須
  - 平常時から備蓄を進める
  - 感染疑い事例の発生への対応等で使用量が増加することを踏まえておく
  - 注文してから届くまでに時間がかかる場合もあるため、適時・適切に調達できるようにする
  - 調達先の情報は職員で共有しておく

## 4. 業務が中断した場合にすること

～足りない資源を補って業務を継続する

## 足りない資源を補って業務を継続する

### ◆足りない資源を如何に補うかがポイント

- 準備をしても、障害福祉サービス提供に必要な資源が足りなくなることがあるため、それをどう補って業務を継続するかが重要
- 例えば、職員が不足した場合は応援を送ってもらう、防護具が足りないときは自治体や事業者団体に相談するなどの代替策を講じることが必要

## 足りない資源を補う（防護具などの備蓄品）

### 防護具・消毒液等備蓄品の追加調達

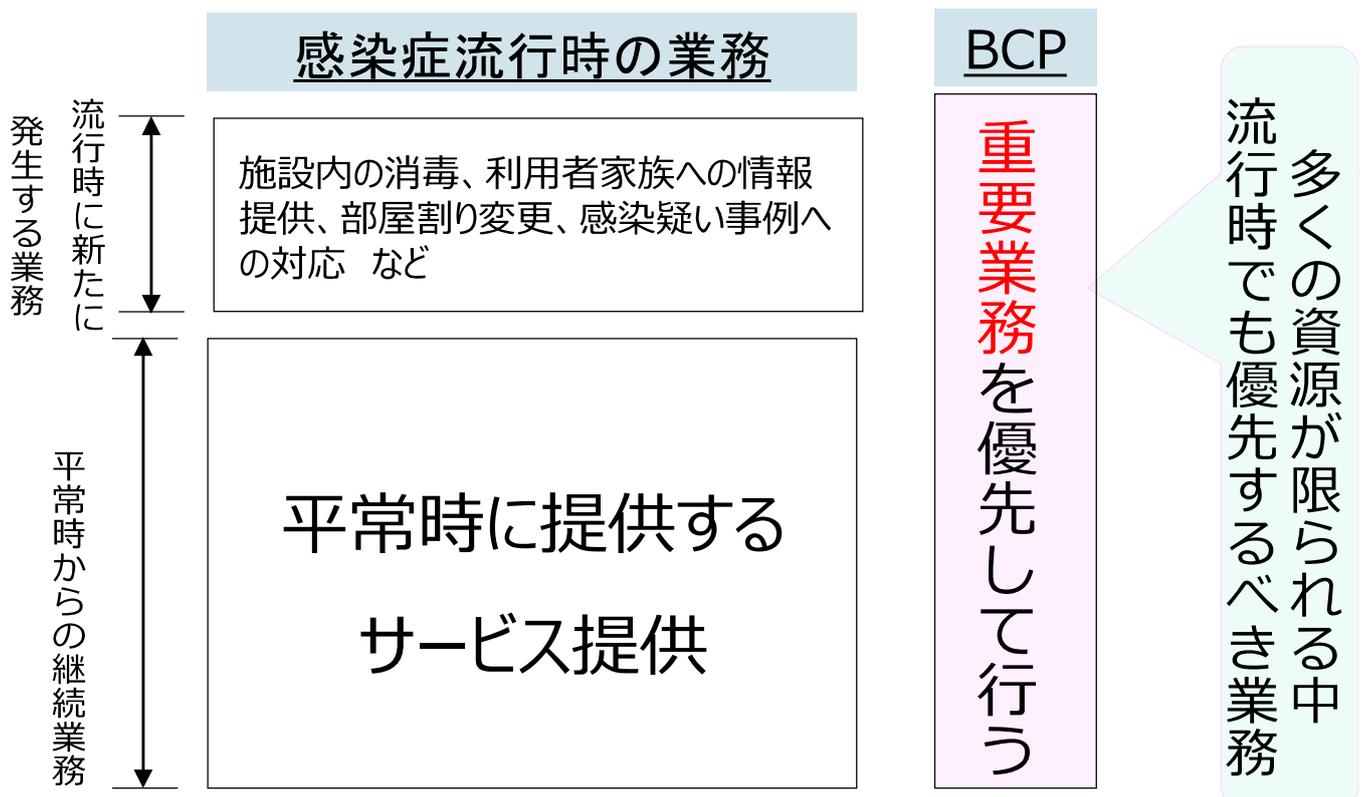
- 平常時に備蓄することが大前提
- 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の事業者と連携しておく
- 自法人内で情報交換し調達先・調達方法を検討する
- 自治体や事業者団体に相談する など

# 足りない資源を補う（職員）

## 職員のやりくりを考える

- 職員のやりくりは、平常時から準備する
- 出勤情報の集約管理
- 同一法人内の別の施設に応援を要請
- 退職した職員に依頼
- 地域の連携する施設に応援を要請 など

## 職員が足りないときは**重要業務**に集中する



## 職員が足りないときは重要業務に集中する

### 重要業務とは何か

- ◆ **重要業務**は、障害福祉サービスの中核部分で、平常時と同様に継続するべきこと（例）
  - 食事
  - 排泄
  - 与薬
  - 医療的ケア
  - 清拭 など
- ◆ 規模や頻度を減らすことを検討する（例）
  - 入浴
  - リハビリ など

## 障害福祉サービス事業者に求められるBCP

準備は裏切らない

**平常時にこそ**  
準備を進める

# 障害者虐待の防止について

## 1 虐待防止措置

虐待防止措置として事業者に求められている内容は次のとおりです。（令和4年度から義務化）

- ①虐待防止委員会の定期的開催と、その結果について従業者へ周知
- ②従業者に対する虐待防止のための研修の定期的実施
- ③虐待の防止のための担当者の設置

※これらの措置は運営規程に記載しなければなりません。記載漏れがないか、表現が努力義務のままになっていないかを自主点検して、変更が必要な場合は、早急に変更し、所管する県民局へ変更届を提出してください。

また、令和6年度報酬改定において、虐待防止の推進に係る制度改正が次のとおり行われました。

- ・虐待防止措置を未実施の事業所等に対して、基本報酬を減算する（虐待防止措置未実施減算を創設、所定単位数の1%を減算）。
- ・虐待防止委員会において外部の第三者や専門家の活用に努めることや、管理者・虐待防止担当者が県実施の虐待防止研修を受講することが望ましいことを求める。

なお、虐待防止措置に関する具体的手法について、厚生労働省研究事業において次のとおり事例集が作成されていますので、参考にしてください。

- 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集  
（令和4年3月PwCコンサルティング合同会社）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

## 2 通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、市町村に通報しなければなりません。各事業所において通報先のリストを作成し、従業員へ周知願います。

また、虐待は刑事罰の対象となる可能性がありますので、警察へも通報してください

### ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### ○虐待行為に対する刑事罰

- ①身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ②性的虐待：不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
- ③心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
- ④ネグレクト：保護責任者遺棄罪
- ⑤経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

## 令和6年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、令和6年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

なお、児童福祉法に基づく社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待は該当がなかった。

### 1 障害者福祉施設従事者等による虐待の状況

(単位：件)

		令和6年度
通報・届出件数		103
うち虐待認定件数		20
区 分 別 内 訳	身体的虐待	11
	性的虐待	1
	心理的虐待	11
	放棄・放置	0
	経済的虐待	1

※区分別内訳には重複がある。

#### 【概要】

- ・被虐待者数・性別 : 28人 (男性14人、女性14人)
- ・被虐待者の障害種別 : 知的障害24人、身体障害5人、精神障害3人※重複あり
- ・主な施設等の種別 : 共同生活援助10件、障害者支援施設3件、就労継続支援B型3件、生活介護1件、居宅介護1件、療養介護1件、地域活動支援センター1件

### 2 高齢者福祉施設従事者等による虐待の状況

(単位：件)

		令和6年度
通報・届出件数		38
うち虐待認定件数		18
区 分 別 内 訳	身体的虐待	10
	性的虐待	0
	心理的虐待	5
	放棄・放置	4
	経済的虐待	3

※区分別内訳には重複がある。

#### 【概要】

- ・被虐待者数・性別 : 140人 (男性36人、女性104人)
- ・被虐待者の介護区分 : 要介護5・4 (64人)、要介護3以下 (76人)
- ・主な施設等の種別 : 特別養護老人ホーム5件、認知症対応型共同生活介護5件、介護老人保健施設2件、養護老人ホーム2件、有料老人ホーム1件、短期入所生活介護1件、小規模多機能型居宅介護1件、通所介護1件

### 3 虐待の内訳

《障害者福祉施設従事者等による虐待》

被虐待者の状況	性別	① 女性（1人）	② 女性（1人）	③ 男性（1人）
	年齢階級	55～59歳	35～39歳	40～44歳
	障害種別	身体障害	知的障害 精神障害	知的障害
虐待の類型		心理的虐待	性的虐待	身体的虐待
施設等の種別		就労継続支援B型	共同生活援助	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		法人代表者（1人）	世話人（1人）	生活支援員（1人）
虐待に対して採った措置		虐待防止委員会の開催、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導

被虐待者の状況	性別	④ 男性（2人）	⑤ 女性（1人）	⑥ 女性（1人）
	年齢階級	35～39歳 55～59歳	40～44歳	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型		経済的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別		共同生活援助	共同生活援助	就労継続支援B型
虐待を行った従事者等の職種		施設職員（1人）	サービス管理責任者（1人）	サービス管理責任者（1人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性（1人）	⑧ 女性（1人）	⑨ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳	35～39歳	20～24歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	地域活動支援センター	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	世話人（1人）	指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の見直し等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑩ 女性（2人）	⑪ 男性（1人）	⑫ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳 25～29歳	55～59歳	30～34歳
	障害種別	知的障害 精神障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	障害者支援施設	生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	世話人（2人）	生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑬ 女性（１人）	⑭ 男性（５人） 女性（１人）	⑮ 男性（１人） 女性（１人）
	年齢階級	25～29歳	40～44歳（１人） 50～54歳（１人） 55～59歳（３人） 65～69歳（１人）	35～39歳（１人） 50～54歳（１人）
	障害種別	知的障害	身体障害（２人） 知的障害（６人）	身体障害（１人） 知的障害（２人）
虐待の類型	心理的虐待		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別	就労継続支援B型		障害者支援施設	障害者支援施設
虐待を行った従事者等の職種	職業指導員（１人）		生活支援員（３人）	生活支援員（３人）
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導		虐待防止に必要な体制の見直し、勤務体制の確保等を指導	指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 ３ヶ月の行政処分

被虐待者の状況	性別	⑯ 女性（１人）	⑰ 女性（１人）	⑱ 女性（１人）
	年齢階級	30～34歳	20～24歳	65～69歳
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	精神障害
虐待の類型	身体的虐待		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別	療養介護		共同生活援助	居宅介護
虐待を行った従事者等の職種	看護師（１人）		管理者（１人）	介護支援員（１人）
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導		虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導

被虐待者の状況	性別	⑱ 女性（1人）	⑳ 男性（1人）
	年齢階級	30～34歳	50～54歳
	障害種別	知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	施設職員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	

※障害種別には重複がある。

《養護者による虐待（市町村所管分）》

（単位：件）

		障害者虐待	高齢者虐待	合計
通報・届出件数		123	621	744
うち虐待認定件数		65	318	383
区 分 別 内 訳	身体的虐待	39	199	238
	性的虐待	1	1	2
	心理的虐待	25	112	137
	放棄・放置	17	66	83
	経済的虐待	19	54	73

※区分別内訳には重複がある。

## 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修について

受講対象者は、次のとおりです。

※令和8年度の研修日程は未定です。日程が決まり次第、障害福祉課のHPに掲載します。(https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html)

### ○ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

1 研修未受講者は、

➡ (1) 相談支援従事者初任者研修の講義部分

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修

※(2)の受講には、サビ児管としての任用のための実務経験年数マイナス2年以上の実務経験が必要です。

を全て修了し、その後、「2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験」又は「例外の要件を満たした上で6月以上の個別支援計画作成業務への従事」が必要です。

2 1(1)(2)の研修を修了後、「2年以上の相談支援又は直接支援の実務経験」又は「例外の要件を満たした上で6月以上の個別支援計画作成業務への従事」をした者は、

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修

を修了することが必要です。

※令和3年度までに基礎研修修了者となり、経過措置による、みなし配置をしている者のうち、みなし配置期間(3年間)終了までに実践研修を修了しなかった者は、みなし配置終了後、実践研修を修了するまで、サービス管理責任者等として従事できません。

3 実践研修(旧研修修了者は初回の更新研修)を修了した者は、その翌年度を初年度とする5年度毎に1度

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

を修了することが必要です。

※令和3年度に更新研修を修了した旧研修修了者と実践研修修了者は、令和8年度中に更新研修を修了しなければ、令和9年4月1日から改めて実践研修を修了するまでサービス管理責任者等として従事できなくなります。

4 更新研修を所定の期限までに修了できず資格を失効した者は、

\*上記3により更新研修を修了できず資格を失効した者

\*旧研修修了者(平成31年3月31日までに、旧体系による研修を修了し相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講済の者)で令和5年度までに更新研修を修了できず、令和6年4月1日以降資格を失効した者

➡ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修

を修了することで、以降、再び従事が可能となります。

※資格失効前に、失効を見込んで、あらかじめ実践研修を受講しておくことはできません。

#### ★ 更新研修、早期受講のおすすめ ★

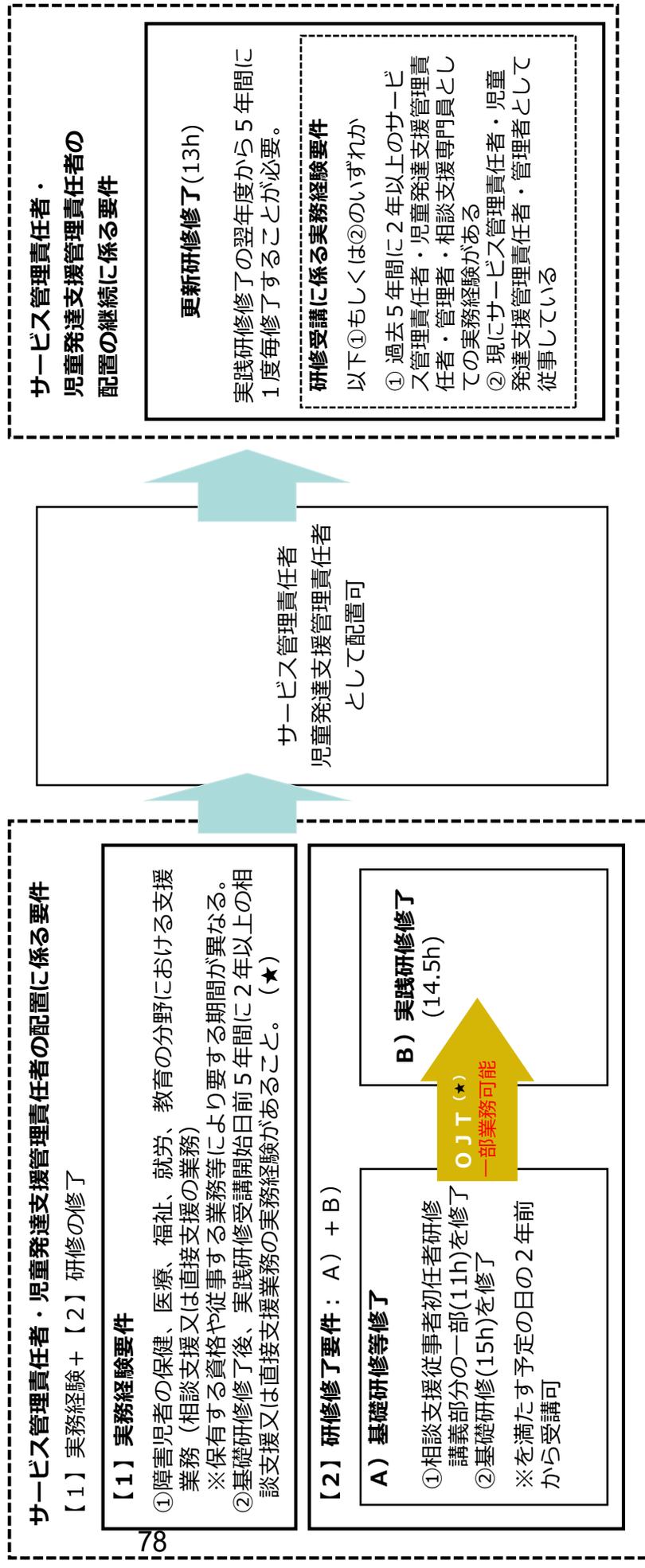
- ・サビ児管の有資格者が資格を維持するためには、5年に1度、更新研修を修了する必要がありますが、最終年度の5年目を待たずとも、4年目、3年目等でも受講は可能です。その場合でも次の更新期限は変わりません。
- ・現在、県内の有資格者数は約2千人なので、各年度、400人程度の受講が必要と見込まれますが、令和7年度の更新研修の修了者数は194人だったことから、こうした状況が続くと、後年度への集中が懸念されます。
- ・令和8年度は、募集定員400人を予定していますので、計画的な受講をお願いします。

## ○ 相談支援従事者研修

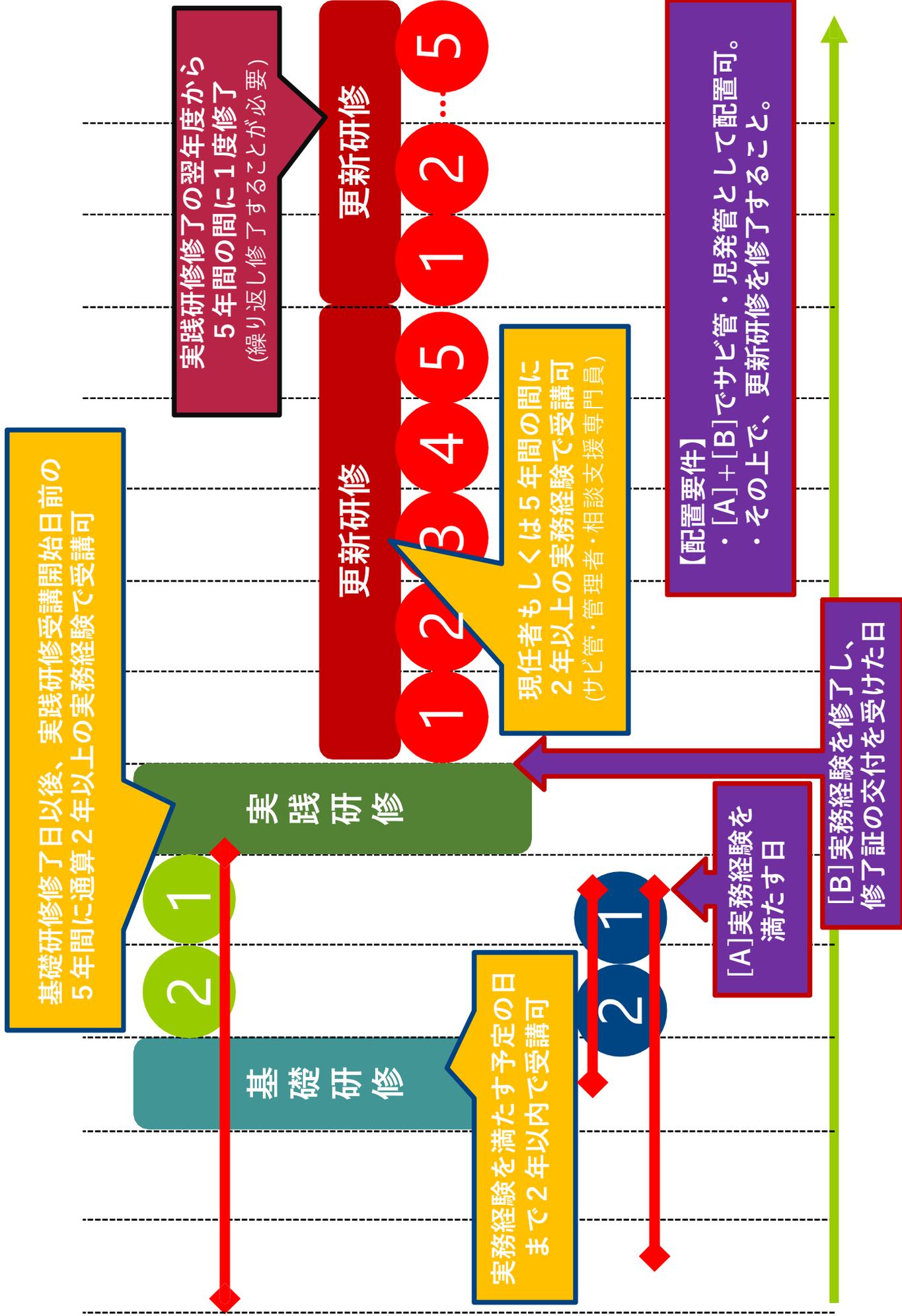
- 1 研修未受講者（相談支援専門員の資格が失効した者を含む）は、  
➡ 相談支援従事者初任者研修  
を修了することが必要です。
- 2 初任者研修を修了した者は、その翌年度を初年度とする5年度毎に1度  
➡ 相談支援従事者現任研修  
を修了することが必要です。  
※現任研修を受講するためには、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」  
又は「現に相談支援業務に従事していること」を満たす必要があります。  
※ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修を受講するためには、上記によらず、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」を満たす必要があります。
- 3 主任相談支援専門員を目指す者は、  
➡ 相談支援従事者主任研修  
を修了することが必要です。  
※受講者は市町村からの推薦を受けた者に限ります。  
※主任研修を受講するためには、推薦時点で、現任研修修了後3年以上の相談支援の実務経験があることを満たす必要があります。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について（平成31年4月1日～）

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。（令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。）
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することとした。（各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。）
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

## 別添1

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

### ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件⑥**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
  - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
  - やむを得ない事由**によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、**指定権者に届出**を行う。

### 実務経験要件

#### 実務経験⑥

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

### 研修修了要件

#### 配置要件（原則）

基礎研修  
(26h)  
修了

実務経験④(OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)  
(2年以上)

実践研修  
(14.5h)  
修了

#### 新配置要件（例外）

**要件①**  
基礎研修受講時に既に左記実務経験要件  
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修  
(26h)  
修了

**要件②**  
実務経験④(OJT)  
(個別支援計画作成)  
(6月以上) **【新規】**

実践研修  
(14.5h)  
修了

サービス管理  
責任者等とし  
て配置可  
(5年毎に要  
更新)

#### 要件③

個別支援計画の作成の業務  
に従事する旨を事前届出

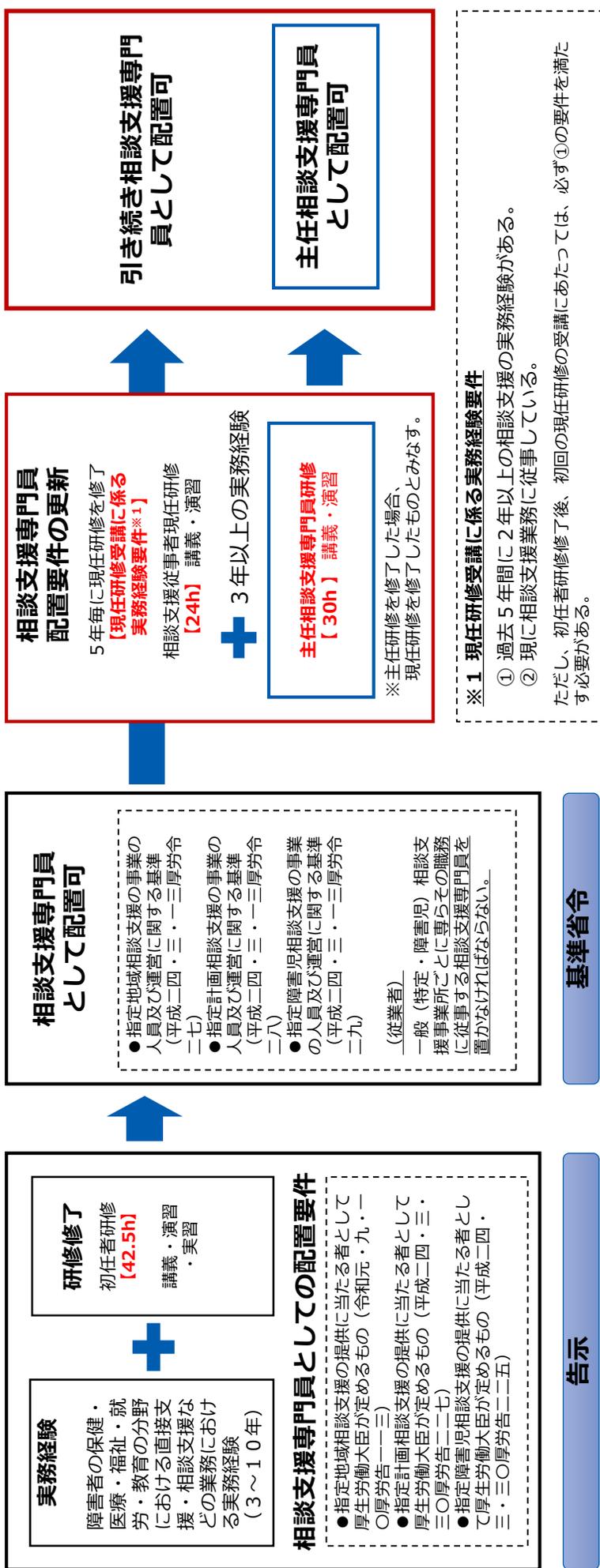
(具体的な業務内容)  
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作  
成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等



# 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いつながりながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討  
専門コース別研修（任意研修）



## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表【令和8年度版】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合は新体系での初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

※年限までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

更新研修の受講年限は次のとおりです。

### ◆旧体系の研修（平成30年度まで）で資格を取得した方の場合

<起点> 初回更新研修修了年度	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）	更新研修5回目（この間で修了）
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度※	令和4年度～ <b>令和8年度※</b>	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度

※令和3年度に実践・更新研修を修了した方は、令和8年度末までに更新研修を修了しなかった場合、令和9年4月1日から資格が失効します。

### ◆新体系の研修（令和元年度以降）で資格を取得した方の場合

<起点> 実践研修修了年度	更新研修1回目（この間で修了）	更新研修2回目（この間で修了）	更新研修3回目（この間で修了）	更新研修4回目（この間で修了）
令和3年度※	令和4年度～ <b>令和8年度※</b>	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度
令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度	令和22年度～令和26年度
令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度	令和23年度～令和27年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件
① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある。
② 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している。



# 障害者差別解消法

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。

## 障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明\*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

\*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

### 障害を理由とする不当な差別的取扱い〈例〉

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



### 合理的配慮〈例〉

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



### 障害者差別解消法の対象

#### 障害者

障害者手帳をお持ちの方に限りません。  
社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象です。

#### 事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。営利/非営利、個人/法人は問いません。  
※「事業者」に該当するもの(一例)  
株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等

#### 分野

教育、医療、福祉、公共交通等、全般的に対象となります。  
ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

# 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第11条第1項の規定に基づき事業者の対応指針である「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」（令和6年3月厚生労働大臣決定）が定められており、事業者に求められる合理的配慮の具体的な事例を示しています。

○引き続き、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて周知・啓発に御協力いただくとくようお願いします。

◎福祉事業者向けガイドラインの掲載ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/sho\\_ugaishahukushi/newpage\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/sho_ugaishahukushi/newpage_00001.html)

## 障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～

### 目 次

第1 趣旨	
(1) 障害者差別解消法制定の経緯及び趣旨	1
(2) 対象となる障害者	2
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	3
(4) 福祉分野における対応指針	3
第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方	
(1) 不当な差別的取扱い	5
① 不当な差別的取扱いの基本的考え方	5
② 不当な理由の判断の原則	6
(2) 合理的配慮	6
① 合理的配慮の基本的な考え方	6
② 合理的配慮の基本的な考え方	10
第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例	
(1) 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例-1	11
(2) 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例	12
(3) 合理的配慮に該当すると考えられる例	12
(4) 合理的配慮の提供が困難な状況に該当すると考えられる例	15
(5) 合理的配慮の提供が困難に感じられないと認められる例	16
(6) 障害者に対する対応について	16
第4 事業者における相談体制の整備	33
第5 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に関する相談等の整備	34
第6 国の行政機関における相談窓口	34
第7 主務大臣による行政指針	35
附わり	36
参考資料	37

各 { 都道府県 } 障害保健福祉  
          { 市町村 } 児童福祉 主管部（局）御中  
                  母子保健

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められている。

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされ、現在、関係自治体において事実関係の確認が行われている状況であるが、一般論として、事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものである。

各都道府県及び市町村におかれては、管内事業者に対し、上記について周知徹底するとともに、改めて、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないことを周知徹底するようお願いする。

また、上記に関する責務規定違反に該当する又は疑われる事案を把握している場合及び今後把握した場合には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室宛に速やかに御報告をいただくとともに、必要な事実確認及び指導監査の徹底についてお願いする。

あわせて、障害者の生活とその子どもの養育を支えるためには、地域において、障害者の希望を踏まえて、障害福祉、母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携の下、適切な支援が行われることが重要である。また、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、その意思決定を丁寧に支えることが重要である。

各都道府県及び市町村におかれては、障害者が希望する地域生活の支援及びその子どもの養育を支えるため、下記の点に取り組み、障害保健福祉部局や母子保健部局及び児童福祉部局における各種施策の連携体制の確保・充実が図られるよう、お願いする。

記

(本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供)

- 1 障害保健福祉部局においては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、本人の生活の希望を丁寧に把握することや本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮することについて改めて周知徹底を図ること。

また、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者において、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること。

都道府県におかれては、サービス管理責任者や相談支援専門員等に向けた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施を推進する等により、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者における障害者の意思決定支援の取組みを推進すること。

(障害福祉と子育て支援や母子保健施策との連携体制の構築)

- 2 障害者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、性と健康の相談センター等の母子保健施策等の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害保健福祉部局は、母子保健部局及び児童福祉部局と連携し、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制の構築を図ること。

なお、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合に医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能である。

(子どもの養育を支えるための支援等)

- 3 障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方を丁寧に検討し、障害保健福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局の連携の下、障害福祉サービス、相談支援、母子保健や子育て支援施策等を最大限活用し、障害者やその子どもの養育を支えるための必要な支援を行うこと。

具体的には、児童福祉部局においては、障害保健福祉部局と連携しつつ、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業等の事業や各種子育て支援施策について、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、障害者及びその家族に対する周知や理解促進に取り組むこと。

また、障害者を含め、支援を要する家庭に対しては、引き続き、適切な支援を行うこととし、妊娠した障害福祉サービス利用者の状況に応じ、必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の下で支援を実施するほか、児童相談所とも認識共有を図りつつ対応すること。また、妊娠中の者に対しては、必要に応じて、産前産後母子支援事業等活用できる事業の案内等を行うこと。

さらに、出産後、特に支援が必要と認められる母子については、児童福祉部局は、母子生活支援施設の利用勧奨を行う等により、母子の保護を行うことを検討するほか、自ら子どもを育てることが困難な状況に陥っている場合は、子ども家庭総合支援拠点や児童相談所と連携して状況の把握や支援方針の検討を行った上で、必要な場合は、児童相談所長の判断により、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護や同法第27条第1項第3号の規定による措置を行うことも含めて検討すること。

**【担当】**

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
電 話：03-5253-1111（内線）3045, 3149  
mail:chiiki-ikou@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
電 話：03-5253-1111（内線）4867  
mail:kateihukushi@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室  
電 話：03-5253-1111（内線）4895, 4870  
mail:jidounetwork@mhlw.go.jp

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課  
電 話：03-3595-2544  
mail:boshihoken-1@mhlw.go.jp

各障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

人員配置の見直しに係る自主点検の実施・  
前年度等実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

次のⅠに示す障害福祉サービスについては、前年度の平均利用者数によって人員配置が決定される仕組みとなっておりますので、前年度の利用実績（基準日：令和8年4月1日）に基づく見直しを行った上、適切な人員配置を行ってください。

また、前年度又は前年度末日等の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、令和8年4月から算定を行う場合は、前年度等実績に基づく見直しを行った上、次により必要な書類を提出してください。

記

Ⅰ 人員配置の見直しに係る自主点検の実施について

1 対象サービス

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、  
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

2 見直し関係書類

様式は県指導監査課ホームページに掲載 (<https://www.pref.okayama.jp/page/571622.html>)

- ① 人員配置の見直しに係る自主点検表（兼申出書）
- ② 人員配置基準上の必要人数計算表
- ③ 平均障害支援区分算定表（生活介護のみ）
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

3 書類の保管

- ・ 見直しに使用した上記1の書類については、必ず保存をしておいてください。
- ・ これらの書類については、県への提出は不要です。
- ・ 次の事業所等については、前年度の利用実績（基準日：令和8年4月1日）に基づく見直しの対象外ですので、所定の時期に見直しを行った上、県民局に関係書類を提出してください。（指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書に添付された「留意事項」を参照）
  - 令和7年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設  
→ 6月間又は12月間の実績による見直し
  - 令和8年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設  
→ 3月間の実績による見直し

4 その他

人員配置の見直しの結果、**報酬算定に変更が生じる場合は**、その内容に応じ体制届等を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算の算定に変更が生じる場合）

(2) 提出期限等 下記Ⅲのとおり

## II 前年度等実績に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

### 1 対象となる基本報酬及び加算

別紙のとおり

### 2 留意事項

- ・ 新たに加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在、上記1の基本報酬・加算を算定している各事業所・施設が、前年度等の実績により見直しを行った結果、4月以降も基本報酬区分・加算区分に変更がない場合には、届出は不要です。その場合でも、自主点検の際に作成した書類（下記3の③及び④の書類）については、必ず保存しておいてください。
- ・ 前年度等の実績により、基本報酬区分・加算区分が変更となる場合又は算定単位数が変更となる場合は、「変更」の届出を行ってください。
- ・ 前年度等の実績により、加算が算定できなくなった場合、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数との整合を図ってください。

### 3 提出書類

(1) 様式は県指導監査課ホームページに掲載

- ・ 障害者総合支援法 (<https://www.pref.okayama.jp/page/572262.html>)
- ・ 児童福祉法 (<https://www.pref.okayama.jp/page/572614.html>)
  - ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書又は障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書
  - ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表又は障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
  - ③各加算に係る届出書及びその添付書類  
注) 加算の「終了」の届出の場合は、③の書類の提出は不要
  - ④基本報酬の算定区分に関する届出書及びその添付書類

(2) 提出期限等 下記Ⅲのとおり

## Ⅲ 提出期限等

- (1) 提出期限 就労継続支援A型以外 令和8年4月15日(水) 必着  
就労継続支援A型 令和8年4月30日(木) 必着

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定(単位数の増)はできません。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先 各事業所を所管する県民局の健康福祉課事業者(第二)班

(別紙)

前年度等実績に基づき決定される報酬区分及び加算

番号	報酬・加算名	居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練(生活・機能)	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	福祉型障害児入所施設
0	基本報酬算定区分		●					●	●	●	●	●		● ※1	●		
1	移行準備支援体制加算							●									
2	看護職員加配加算														●	●	
3	看護職員配置加算(Ⅱ)																●
4	高次脳機能障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●			●				
5	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●			●				
6	重度者支援体制加算								●	●							
7	重度障害者支援加算(Ⅰ)				●												
8	就労移行支援体制加算			●		●			●	●							
9	就労定着実績体制加算										●						
10	就労支援関係研修了加算							●									
11	人員配置体制加算		●	●									●				
12	地域移行支援体制強化加算						●										
13	地域移行支援体制加算				●												
14	通勤者生活支援加算						●						●				
15	特定事業所加算	● ※2															
16	目標工賃達成指導員配置加算									●							
17	目標工賃達成加算									●							
18	夜勤職員配置体制加算 夜間看護体制加算				●												
19	夜間支援等体制加算						●						● ※3				

※1 地域移行支援は、地域移行支援サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合

※2 特定事業所加算を算定する居宅介護等にあつては、前年度実績は3月を除く。

※3 夜間支援体制加算を算定する共同生活援助にあつては、共同生活住居ごとに確認

## 虐待防止措置チェックシート

令和4年度から義務化された虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス等事業所については、令和6年度から「虐待防止措置未実施減算」の対象となります。本シートにより、全ての項目が実施できていることを必ず確認してください。

★実施している項目に☑してください。

チェック項目 (虐待防止措置)		チェック欄
1	虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。(年に1回以上)	<input type="checkbox"/>
2	従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しているか。(年に1回以上)	<input type="checkbox"/>
3	1と2を適切に実施するための担当者を置いているか。	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※全ての項目を実施している場合の届出は不要です。

## 身体拘束廃止チェックシート

令和4年度から義務化された身体拘束等の廃止・適正化対策措置を未実施の障害福祉サービス等事業所については、令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の対象となります。本シートにより、全ての項目が実施できていることを必ず確認してください。

★実施している項目に☑してください。

	チェック項目 (身体拘束等の廃止・適正化対策措置)	チェック欄
1	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者（利用児）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ※身体拘束等を行っていない場合には、チェック欄に☑してください。	<input type="checkbox"/>
2	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を 図っているか。（年に1回以上）	<input type="checkbox"/>
3	身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
4	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施しているか。（年1回以上）	<input type="checkbox"/>

※未実施の項目が1つでもある場合は、減算適用となり体制届の提出が必要です。

※未実施状態の項目については、早急に改善してください。

※全ての項目を実施している場合の届出は不要です。

## 業務継続計画の策定チェックシート

令和6年度から義務化された業務継続計画が未策定の障害福祉サービス等事業所については、「業務継続計画未策定減算」の対象となります。

令和6年度中の経過措置については、令和7年3月31日をもって終了しました。本シートにより、業務継続計画の策定ができていることを確認してください。

★実施している項目に☑してください。

チェック項目 (業務継続計画の策定等の取組)	チェック欄
感染症や非常災害の発生時において、利用者（利用児）に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	☐

※業務継続計画が未策定の場合は、減算適用になり体制届の提出が必要です。

※業務継続計画が未策定の場合は、早急に改善してください。

※業務継続計画を策定している場合の届出は不要です。

# 福祉サービス第三者評価制度とは？

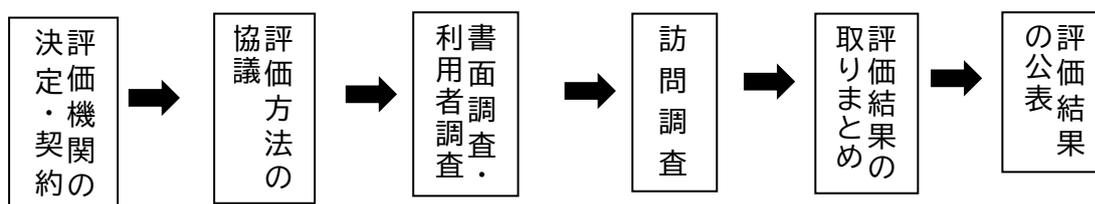
福祉施設・事業所でのより良い福祉サービスの実現に向けて、県の認証を受けた公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的に、福祉サービスについて評価します。

評価結果は、受審した事業者の同意を得て、WAM NET(独立行政法人医療福祉機構)上で公表されます。

## ☆第三者評価の主なメリット

- ・外部の第三者が評価するので、利用者や職員の忌憚のない声を把握できます。
- ・取り組むべき課題が明らかになり、サービスの質の向上につながります。
- ・利用者が、福祉サービスを選択するための情報源となります。

## ☆第三者評価受審の流れ



評価機関は、事業者が選択します。岡山県では、下記の評価機関を認証しています。

名称(※社会的養護関係施設評価機関)	所在地	電話
(有)アウルメディカルサービス ※	岡山市北区岩井2-2-18	086-214-5100
(公社)岡山県社会福祉士会 ※	岡山市北区南方2-13-1 (きらめきプラザ7F)	086-201-5253
(NPO)メイアイヘルプユー ※	東京都品川区西五反田 1-26-2五反田サハイツ714	03-3494-9033
(有)保健情報サービス ※	鳥取県米子市米原2-7-7	0859-37-6162
(一社)香川県福祉サービス評価機構 ※	香川県高松市塩上町2-1-24	087-831-7759
(株)ブランチピース	岡山市中区江並311-12	086-206-1588
(NPO)津高生活支援センター	岡山市北区横井上211-1	086-239-1922

## ☆岡山県の評価対象サービス

- 【障害】** 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）、障害児通所施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- 【高齢】** 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業（短期入所生活介護）、老人居宅介護等事業（訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護）
- 【児童】** 保育所、放課後児童クラブ  
 ※社会的養護関係施設（児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設）は、3年に1回、第三者評価の受審が義務付けられています。  
 <R8.4.1より追加> 幼保連携型認定こども園、ファミリーホーム、自立援助ホーム
- 【生活保護】** 救護施設

☆評価基準等の詳細につきましては、指導監査課のホームページに掲載しています。

岡山県福祉サービス第三者評価事業について

<https://www.pref.okayama.jp/page/571375.html>

# 質 問 票

令和 年 月 日

事業所名 施設名		事業所 番号	
事業等種別		所在地 市町村名	
電話番号		FAX番号又は メールアドレス	
担当者職氏名	(職名)		(氏名)

< 照会内容 >

- 人員基準に関する事   
  設備基準に関する事   
  運営基準に関する事   
  報酬に関する事   
  その他

---

< 事業所・施設の考え又は意見等 >

【回 答】 (事業所・施設は記入しないでください。)

# 質問担当窓口について

質問（疑義照会）の担当窓口は以下のとおりとなります。  
 質問（疑義）がある場合は、「質問票」（次ページ掲載）により、FAXにて担当窓口へ提出してください。

## 【担当窓口】

### 1 指定障害福祉サービス事業所・障害者支援施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
笠岡市 井原市 総社市 高梁市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市、倉敷市、新見市に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

### 2 指定障害児通所支援事業所・障害児入所施設

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話番号 FAX番号
玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町	備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3995 <u>086-272-2660</u>
笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町	備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第2班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7064 <u>086-427-5304</u>
津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-1291 <u>0868-23-2346</u>

※岡山市、倉敷市に所在の事業所は、所在地の市担当窓口へ御質問ください。

岡山県 子ども・福祉部  
指 導 監 査 課

TEL 086-226-7918  
FAX 086-226-7919  
MAIL [shidokansa@pref.okayama.lg.jp](mailto:shidokansa@pref.okayama.lg.jp)